

藤沢市緊急輸送道路沿道建築物 耐震診断補助金交付制度について

この制度は、昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、地震によって倒壊した場合に、神奈川県が指定した第1次緊急輸送道路（耐震診断義務対象路線を除く）の幅員の過半を閉塞するおそれのある「通行障害既存耐震不適格建築物」の所有者等に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の取組を支援するものです。

※当該申請については、押印は不要ですが、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所に押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

<補助対象建築物>

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築工事に着手した建築物
- (2) 第1次緊急輸送道路（耐震診断義務対象路線を除く）における通行障害既存耐震不適格建築物であり、事前登録により、耐震診断が可能と認められるもの
- (3) 建築物の所有者等に市税の滞納がないこと
※区分所有者や共同所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

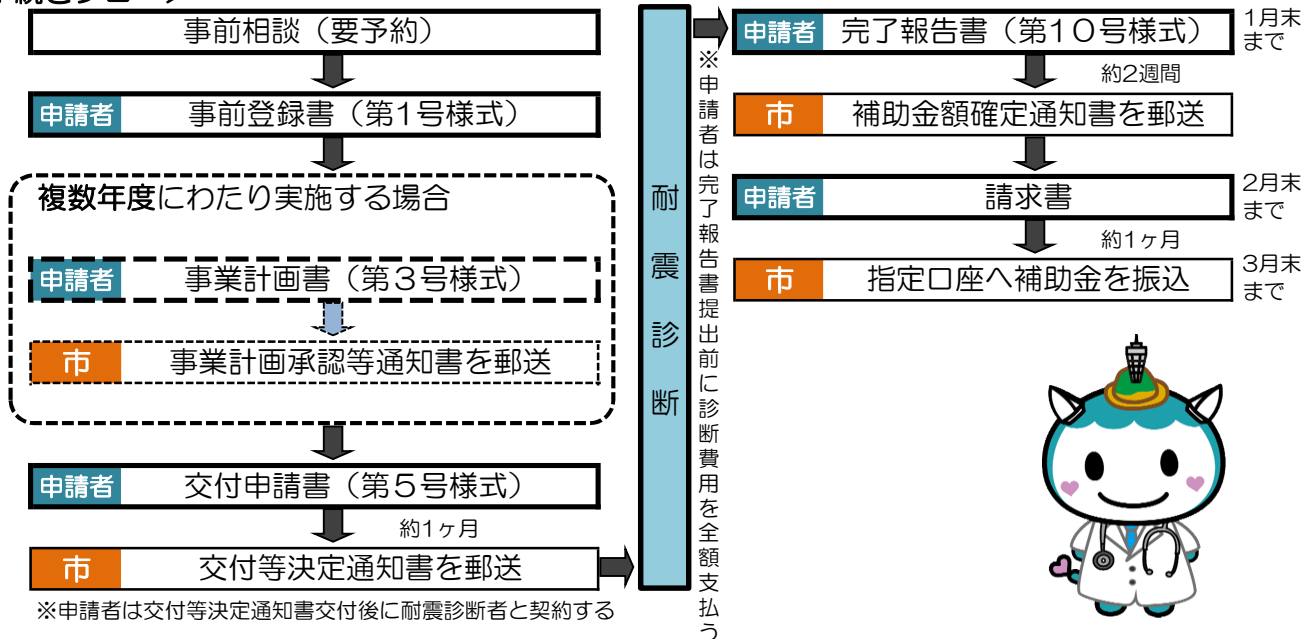
<補助金額>

①～③のいずれか少ない額

- ① 耐震診断等に要する費用の2/3
- ② 延べ面積に応じて算出された事業費限度額の2/3
1,000㎡以内：3,670円/㎡ 1,000㎡超2,000㎡以内：1,570円/㎡
2,000㎡超 ：1,050円/㎡
- ③ 200万円

※補助の対象となる費用は、耐震判定評価等耐震診断に関する標準外の業務を含む耐震診断等に要する費用です。

<手続きフロー>



©藤沢市

<受付窓口>

詳細につきましては、受付窓口までご相談ください。

建築指導課 耐震・住居表示・庶務担当 藤沢市役所分庁舎3階 電話：0466-50-3539

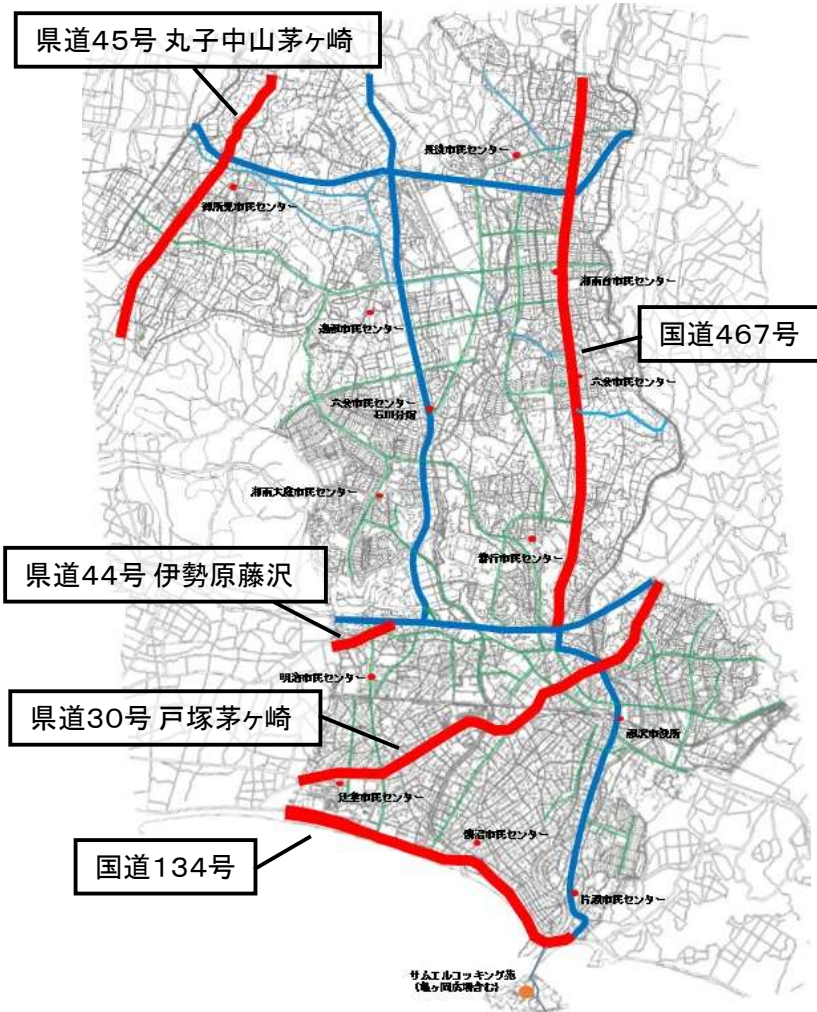
第一次緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けて(ご案内)

◆第一次緊急輸送道路とは◆

緊急輸送道路とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、**緊急車両の通行を確保すべき重要な路線**であり、その中でも第一次緊急輸送道路は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連結する道路です。藤沢市には神奈川県が指定した第一次緊急輸送道路が7路線あります。

◆第一次緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けて◆

昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物は、大地震時に倒壊する可能性が高く、一定の高さ以上の建築物が倒壊し、第一次緊急輸送道路の過半を閉塞してしまうと、救命活動や物資輸送に支障が出ることから、**耐震診断を実施し、建築物の耐震性を把握することが重要**となります。

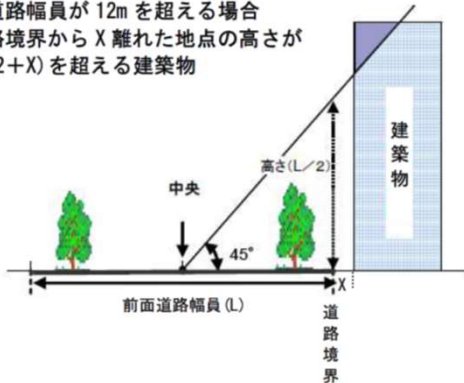


【第一次緊急輸送道路】 (耐震診断義務付け区間を除く)	
国道134号	(鎌倉市境～茅ヶ崎市境)
国道467号	(国道1号交点～大和市境)
県道30号 戸塚茅ヶ崎	(横浜市境～茅ヶ崎市境)
県道44号 伊勢原藤沢	(国道1号交点(四ツ谷)～茅ヶ崎市境)
県道45号 丸子中山茅ヶ崎	(綾瀬市境～寒川町境)

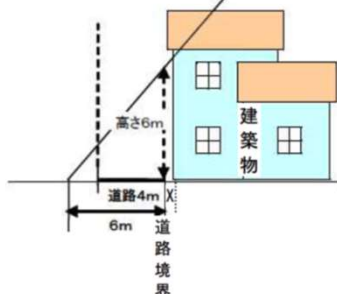
凡例	
	第一次緊急輸送道路 (義務付け区間除く)
	義務付け区間
	その他の緊急輸送道路
	避難路
	市役所・市民センター

一定の高さ以上の建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物



※前面道路の過半を閉塞する可能性のある建築物